三原市告示第 104 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり告示します。

令和５年７月３日

三原市長　岡　田　吉　弘

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

三原ショッピングセンター

三原市城町二丁目 13 番１号

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

今治造船株式会社

代表取締役　檜垣　幸人

愛媛県今治市小浦町一丁目４番 52 号

株式会社アポロ

代表取締役　檜垣　睦也

三原市幸崎能地二丁目１番１号

３　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会	代表取締役 井出　武美	千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目５番地１	

社			
有限会社共楽堂	代表取締役　芝伐　敏宏	広島県三原市皆実二丁目６番 10 号	
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役　ホール・デイミアン・オマワリ	広島市中区袋町１番 23－102 号	
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役　江尻　英介	福島県いわき市鹿島町走熊七本松 27 番地１	
有限会社大本生花店	代表取締役　大本　英之	三原市本町一丁目５番 31 号	
株式会社堀江宝飾店	代表取締役　堀江　英博	呉市本通四丁目３番 18 号	
堀江　貞仁	－	三原市明神二丁目 7－30	
有限会社写真のビッグ	代表取締役　黒瀬　公夫	尾道市吉和町 4530 番地３	
株式会社啓文社	代表取締役　手塚　淳三	尾道市東尾道 10 番地 26	
株式会社ケイエムコーポレーション	代表取締役　小山　訓子	広島県福山市卸町 11 番１号	
有限会社ロベリア	代表取締役　吉田　孝江	東京都江東区塩浜２丁目４番 20 号	
株式会社ライトオン	代表取締役　藤原　祐介	茨城県つくば市小野崎 260－１	

パセリエンタープライズ株式会社	代表取締役 松本　規義	滋賀県長浜市勝町803	令和５年３月31日 退店
株式会社ストライプインターナショナル	代表取締役 立花　隆央	岡山県岡山市北区幸町２番８号	
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山　剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目 48 番 14 号	
株式会社キャンドゥ	代表取締役 城戸　一弥	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番１号	
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山　誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町６丁目８番１	
株式会社ジュエルグランスエムネ	代表取締役 末宗　卓也	広島県安芸高田市吉田町吉田 594 番地の１	
株式会社ソニア	高須　正典	広島県尾道市東尾道６番地８	

（変更後）

小売業者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出　武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１	
有限会社共楽堂	代表取締役 芝伐　敏宏	広島県三原市皆実二丁目６番 10 号	

メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デイミアン・オマワリ	広島市中区袋町１番23－102号	
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻　英介	福島県いわき市鹿島町走熊七本松 27 番地１	
有限会社大本生花店	代表取締役 大本　英之	三原市本町一丁目５番 31 号	
株式会社堀江宝飾店	代表取締役 堀江　英博	呉市本通四丁目３番 18 号	
堀江　貞仁	－	三原市明神二丁目 7－30	
有限会社写真のビッグ	代表取締役 黒瀬　公夫	尾道市吉和町 4530 番地３	
株式会社啓文社	代表取締役 手塚　淳三	尾道市東尾道 10 番地 26	
株式会社ケイエムコーポレーション	代表取締役 小山　訓子	広島県福山市草戸町５丁目７番３－３号	令和４年９月１日 住所変更
有限会社ロベリア	代表取締役 吉田　孝江	東京都江東区塩浜２丁目４番 20 号	
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原　祐介	茨城県つくば市小野崎 260－１	
株式会社ストライプインターナショナル	代表取締役 川部　将士	岡山県岡山市北区幸町２番８号	令和５年３月 14 日 代表者変更

株式会社東京デリカ	代表取締役 木山　剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	
株式会社キャンドゥ	代表取締役 城戸　一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山　誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	
株式会社ジュエルグランスエムネ	代表取締役 末宗　卓也	広島県安芸高田市吉田町吉田594番地の1	
株式会社ソニア	高須　正典	広島県尾道市東尾道6番地8	

4　変更の年月日

上記3のとおり

5　変更する理由

上記3のとおり

6　届出年月日

令和5年6月27日

7　届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所3階）

8　届出等の縦覧期間及び時間帯

令和5年7月3日から令和5年11月3日の午前8時30分から午後5時15分，ただし，土曜日，日曜日及び休日を除く。

9　法第8条第2項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は，当該公示の日から4月以内に，三原市に対し意見書の提出により，これを述べることができます。

10　意見書の提出期限及び提出先

令和５年 11 月 ３ 日

三原市経済部商工振興課